

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

一 営外手当の月額を六千六百八十円とすること。（第十八条第二項関係）

二 自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十等及び百分の五十等とすること。（第十八条の二第一項関係）

三 常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十五とすること。（第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係）

四 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。（第二十四条の二第二項、第二十五条第二項、第二十五条の二第二項、別表

第一及び別表第二関係）

## 第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

- 一 一般職の国家公務員の例に準じて在宅勤務等手当を新設すること。（第十四条第一項、第二十二條の二第一項及び第二十七條第二項関係）
- 二 再任用職員に支給される六月期及び十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の六十八・七五等及び百分の四十八・七五等とすること。（第十八條の二第一項関係）
- 三 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十とすること。（第十八條の二の二、第二十五條第三項及び第二十五條の二第三項関係）

## 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行し、第一の一及び四の規定は、令和五年四月一日から適用すること。ただし、第二の規定は、令和六年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。（附則第二条から第四条まで関係）